

貸ロッカー屋がふえてきた。

はじめはたしか作業服のマルゲン本店の東側に一軒だつた。それも道路工事であるの区域がいわゆるグタバキ住宅(下が店で上が住宅のビル)になってからで、まだ新し。

それが、あいりん銀行南の横丁その他にもできた。一日百円、一月千五百円、保証金(カギ代をふくむ)千円というのがある店の料金で、利用者はなかなか多いようだ。

以前からある荷物預り所を合理化したものといえるわけで、預り所よりカンタンに荷物の出し入れができるのが受けているわけ。

なにしろ不況は底をついたまま長く、相場にもアクトイところがふえているから、万一の都合トンコしてくるには大荷物を持っていかないよりに気をつける必要がある。荷物を持ち出せないのもトンコをあきらめ、いやな飯場に泣き泣きしんぼうした例は多いのだ。

その点でも貸ロッカーは便利がられる。

荷物はこつちへ放りこんで、カラダ一つで飯場へいけばいいのだから。

もう一つ、ふえてきたのは貸センタクキ屋で、このあいだなんか、新規開店のところが道で宣伝マッチを配っていた。

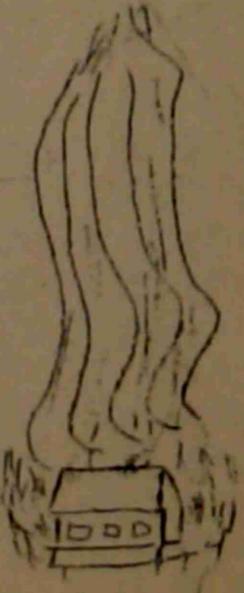
この商売がもっと前から盛っていた地域に阪急電車の庄内付近がある。釜のドヤより少しはましなアパートがむらがつて、ホステス稼業の女がいつぱい住んでを衝だから、貸センタクキがはやるのはわかっただが、釜にもできればいいなと思つたら間もなく一軒がはじめて(いまの動物園前二番衝)、それから釜のどまんなかにもふえてきた。

料金は洗うのこ乾かすのにわかれ、どちらもキロいくらという目方できめる。

どっちの商売にせよ、モトデのある奴はますますモウケルということではあるがね——。

事故の顛末

柳井建設飯場火災の場合



人の噂も七五日、とすれば、二月二十四日未明に起きた柳井建設作業員宿舍火災のオウワサキ、はらぼち仕舞い時。さて、我が、労働者連世で店仕舞いということになりますかどうか。これひとえに指紋まで取られて話の種とされた一二人の焼死者の怨念にかかる。

ゲタを死者に預けたところで、商業新聞各紙拾い読み再構成とまいる。

火事の発生と一二人目の焼死者

出火原因は不明とされているが、タバコの火の不始末が有力視されており、二三日夜一時三〇分頃、酒を飲んで一番最後に帰ったと見られる人は、捜査本部で当夜の模様を聞か水ている。

二人の、出火場所と見られている事務所の

前にいたネコを部屋に連れ帰り、抱いて寝たそうだが、その時タバコを投げ捨てたのではないかと考えられる。なお、ネコが焼死したかどうかは明らかではない。

宿舍に泊った他の人たちは、挨拶中鯛大膳付近の宅地造成工事現場から帰ったあと、夜九時から一〇時、一時までの間に大半が床につけており、火事が発生した二四日午前一時二〇分頃には全員熟睡していた。

宿舍の内を最も早く火事に気がついたのは、事務所の隣で寝ていた管理人の河野さんで、窓ガラスを蹴破って逃げ出している。二階で寝ていた人達も、洗面所の窓から隣の建物に飛び移れると気づいた人は難を逃れた。

二四日夕刊では、宿舍に泊っていたのは二人(一階八人、二階一六人)、内焼死した

人は一人一人（一階三人、二階八人）となっていたが、作業員のほとんどは、新聞広告などで募集したもので、名前をはっきり覚えていません。一人一人の遺体を確認したが、あるには他に打ち不明になっているものがあるが、そのうち、柳井武雄（柳根社）社長の言葉通り、二四日午後四時頃、一階階段付近からさらに一人の焼死体が発見され、最終的には宿泊者二五名、焼死者一二名が確認された。

多数の焼死者が出た理由

火災による犠牲者が多くなった原因としては、①建物自体が古く、焼け落ちるのが早かった。②非常口の二階出入口付近が物置代わりに使われていたために、脱出することができなかった。③非常ベルなど警報装置がなく、仕事の疲れで熟睡していた人たちが火事に気づくのが遅くなった。④宿舎自体がアロックスに囲まれていたのと、建物が密集していたために、究から逃げ出せる所が少なかった。な

て、読売は「一階に事務所、管理人室、食堂、居間兼寢室など計九室。二階は廊下をはさんで南北に計五室。毎日は一階各室（六室）は四・五畳と一〇畳の和室。二階（一室）は各六畳大の洋室で、各部屋に二段ベッド二台を置いていた」としている。

えらく違っているので、だれか柳井建設に行った人に確かめようと探したが、あいにくと飯場に入った経験者はいなかった。それでも現金で行った経験のある人からは、柳井建設の井当が時々ハンゲルの印刷された新聞紙に包まれて渡されることや、親父と長男は気がいいが次男は相当なイケズであることなどを火事とは関係ないが、聞くことができた。

ちなみに、一人当りの床面積は、朝日の八畳に二段ベッドがあつて五人が寝ていたとすれば一・六畳。だが、まさか二段ベッド二つで大の男が、小の男でも一五人寝れるわけがないから、一室に二段ベッドが三つあり定員は六人と考えられ、一人当りの床面積は一・三畳強となる。毎日の六畳大に二段ベッド二

どがあげられる。

「宿舎がいかにも古く、危なっかしいものだったかは、日本経済新聞の記事がよく現わしている。それによると、宿舎は、三〇年ごろ、古鉄の寄せ場として柳井さんが建設したバラック建築。最近外壁をモルタル塗りにしたが、そもそもはベニヤ板だけで飯場風の建物だった。」

もっとも、これは少数意見で、市消防局の調べである。昭和二五年にアパートとして建てられ、約二〇年前に作業員宿舎に改造された」というのに近い書き方が多数意見。

サテ、ど水が正解

建物の素姓については各新聞の記者が取材してはいたが、その内部の取り取りとなるともつとバラバラ。

朝日は「一階に事務所、食堂、炊事場のほか二居室、二階は八室に分かれている。居室はそれぞれ八畳ほどの広さで、二段ベッドがあり、一室に五人ぐらゐりが泊まっていた」と台とすれば、一人当りの床面積は一・五畳となる。

労働基準法に基づいて、寄宿舍の設備、環境基準を定めた「事業附属寄宿舍規定」や「建設業附属寄宿舍規定」では、居室における一人当りの床面積は二・五平方メートルと定められている。へ。建設業附属寄宿舍規定は事業の完了の時期が予定される現況飯場などに適用され、業所の飯場には「事業附属寄宿舍規定」が適用される。内容はほぼ同じ。

事後処理―死者に金の有難さ

手元にある新聞の切り抜きには、大阪西労基署が二二日、柳井建設の代表者を労基法違反労働者を雇用するときは「雇い入れ通知書」を渡さなくてはならないのに、四月一日以降採用した三人に渡していなかった。などの疑いで大阪地検へ書類送検した。というのがあるだけで、当初いわれていた業務上過失致死傷容疑―寄宿舍規定に違反しており、安全管理上の手落ちから多数の死者を出

した。この刑事責任は追及されていらないよう
だ。

もっとも、柳井建設は四二年中に、土木作
業（道路・下水・宅造など）の請け負い専門
に日雇い労働者を集めて個人経営で発足した
にもかかわらず、仕事がなくなってきたと、
他の土木建設会社と随時契約を結び、作業員
を四、五人ずつのグループに分け、大阪府下
の工事現場に送りあつせん料を受け取つてい
たことが発覚し、職業安定法へ労働者供給事
業の禁止（労基法へ中間搾取）違反で書類送
検された。という記事が確があつたはずなの
に今手元ない。それと一緒に刑事責任の追
及の記事もどこかにまぎれているのかも知れ
ない。

一方、今度の火事で難をまぬがれた作業員
のうち一名は、二四日夜から大阪市東淀川
区内の別の作業員宿舎に移っている。この別
の作業員宿舎というのを、柳井建設とどうい
う関係にあるのかは明らかでない。そして、
幾らか見舞金が出たかどうか。

死者に対する労災補償については、一二人
のうち身元不明と未請求の計二人を除く一〇
人の遺族に一律二百万円の特例支金のほか、
五人の遺族に対しては五百五十八万一千四百五
十万円の時金がすでに支給済み。残り五人
の遺族には毎年百五十万一千八十二万円の年金が
支給されることになっている。

事故直後には、大阪市から死亡者一人一万
円、負傷者五千円の見舞金か、柳井建設から
は遺族に対して二十万円の見舞金かそれだけ
手渡されている。

柳井建設と遺族会との補償交渉は未解決で、
一人当たり六百万円から百万円の間に交渉が続
けられている。

焼死に対して労災が適用されたのは、焼付
た宿舎が労働省の省令で定められた建設業付属宿
舎の規定によって、柳井建設の事業に必要な
付属施設だったとみなされ、入居していた作
業員は睡眠中でも「仕事中心」。そして死亡の
原因が宿舎の安全施設の不備だったことから
「業務上災害」と認定されたため。今後、飯
塚での砂み合いはすべてタダ？